



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 収用委員会告示

7	土地収用法による裁決手続開始の決定 1
8	〃 2
9	〃 4
10	〃 5
11	〃 6
12	〃 7
13	〃 8
14	〃 9
15	〃 10
16	〃 11

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年2月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年3月15日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

- 起業者の名称 国土交通大臣
- 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積 (㎡)		取用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県 岩出市山 字池ノ前	217番 28	保安 林	山林	143,377	143,386.13	9,077.69	3,904.14	辻野産業 株式会社	大阪府泉 南市樽井 二丁目6 番2号 (ただし、 登記記録 上の住所 大阪府泉	財務省	東京都千 代田区霞 が関三丁 目1番1号	差押債権 受付年月 日 平成22年 6月2日 受付番号 第5009号

							南市中小 路三丁目 5番4号)	河村毅	大阪府泉 南市樽井 二丁目5 番2号	仮差押債 権 受付年月 日 平成24年 9月20日 受付番号 第8243号
								西松建設 株式会社	東京都港 区虎ノ門 一丁目20 番10号	根抵当権 受付年月 日 平成17年 3月25日 受付番号 第3138号
								ヤマイチ エステー ト株式会 社	和歌山市 太田二丁 目13番2 号 (ただし、 登記記録 上の住所 和歌山市 太田480 番地の1)	抵当権 受付年月 日 平成21年 4月1日 受付番号 第4184号
								株式会社 幸福建設	和歌山市 太田二丁 目8番11 号 (ただし、 登記記録 上の住所 和歌山市 太田479 番地3)	抵当権 受付年月 日 平成21年 4月17日 受付番号 第4834号
								株式会社 アロー ラストシ ステムズ	大阪市 中央区 大手通三 丁目1番 2号	抵当権 受付年月 日 平成24年 9月4日 受付番号 第7886号

和歌山県収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年2月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成年25月3日15日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う付帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクシ

ョン (仮称))

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県 岩出市山 字池ノ前	217番 28	保安 林	山林	143,377	—	61.90	6.87	辻野産業 株式会社	大阪府泉 南市樽井 二丁目6 番2号 (ただし、 登記記録 上の住所 大阪府泉 南市中小 路三丁目 5番4号)	財務省	東京都千 代田区霞 が関三丁 目1番1号	差押債権 受付年月 日 平成22年 6月2日 受付番号 第5009号
	又は	又は	又は							河村毅	大阪府泉 南市樽井 二丁目5 番2号	仮差押債 権 受付年月 日 平成24年 9月20日 受付番号 第8243号
	不明	不明	不明							西松建設 株式会社	東京都港 区虎ノ門 一丁目20 番10号	根抵当権 受付年月 日 平成17年 3月25日 受付番号 第3138号
										ヤマイチ エステー ト株式会 社	和歌山市 太田二丁 目13番2 号 (ただし、 登記記録 上の住所 和歌山市 太田480 番地の1)	抵当権 受付年月 日 平成21年 4月1日 受付番号 第4184号
								株式会社 幸福建設	和歌山市 太田二丁 目8番11 号 (ただし、 登記記録 上の住所 和歌山市 太田479 番地3)	抵当権 受付年月 日 平成21年 4月17日 受付番号 第4834号		
								株式会社 アロート	大阪市中 央区大手	抵当権 受付年月		

										ラストシ ステムズ	通三丁目 1番2号	日 平成24年 9月4日 受付番号 第7886号
										又は		
										—		

和歌山県収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年2月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年3月15日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類（次表のとおり）

裁決手続開始を決定した土地								土地所有者		土地に関して 権利を有する 関係人		
所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実 測							
和歌山県 岩出市根 来字洞尾	1645番1	雑種地	雑種地	1,805	1,805.00	0.78	0.79	南健次郎 (持分1/6)	大阪府泉佐野 市長滝3841番 地	—	—	—
	1646番3	雑種地	雑種地	745	745.82	745.82	—					
和歌山県 岩出市安 上字東谷	818番1	山林	山林	93	93.81	68.58	19.10	南康子 (持分1/6)	大阪府泉佐野 市長滝3841番 地	—	—	—
	819番1	山林	山林	419	419.40	199.04	51.25					
	820番1	山林	山林	414	414.74	244.65	11.57	南一美 (持分1/6)	大阪府泉佐野 市長滝3841番 地	—	—	—
	820番2	山林	山林	986	986.24	623.33	37.56					
	821番2	山林	山林	848	848.39	186.96	9.52	南忠大 (持分1/6)	大阪府泉佐野 市長滝3841番 地	—	—	—
	821番3	山林	山林	848	848.41	504.18	15.08					
	821番4	山林	山林	848	848.42	848.42	—	赤澤直子 (ただし、 登記記録上 の氏名 南直子) (持分1/6)	大阪市阿倍野 区阪南町1丁 目25番2号 アネックス60 2号 (ただし、登 記記録上の住 所	—	—	—
	821番5	山林	山林	848	848.41	内	756.85					
内						91.56	—					
					内	6.29	—					
					内	842.12	—					

821番6	保安林	山林	431	431.66	341.74	8.50	上江晴美 (ただし、 登記記録上 の氏名 南晴美) (持分1/6)	大阪府泉佐野市長滝3841番地)	東京都江東区豊洲4丁目2番2号 ヤオタツビル501 (ただし、登記記録上の住所大阪府泉佐野市長滝3841番地)							
821番7	保安林	山林	431	431.65	115.78	8.61										
821番12	山林	山林	848	848.40	28.03	5.40										
821番13	山林	山林	848	848.42	185.41	11.99										
821番21	山林	山林	438	438.89	438.89	—										
														内訳	353.04	—
															85.85	—
821番22	山林	山林	431	431.64	431.64	—										
821番23	保安林	山林	431	431.65	113.99	8.46										
821番24	保安林	山林	431	431.64	90.15	7.50										
821番25	山林	山林	848	848.41	677.76	15.85										
														内訳	430.83	15.85
															246.93	—
822番1	山林	山林	9,777	9,777.70	320.65	19.44										

和歌山県収用委員会告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年2月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年3月15日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 起業者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社
- 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う付帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県岩出市根来字洞尾	1645番1又は無番地(水)	雑種地	雑種地	1,805	83.56	3.20	0.64	南健次郎 (持分1/6)	大阪府泉佐野市長滝3841番地	—	—	—
		又は記載なし										
								南康子 (持分1/6)	大阪府泉佐野市長滝3841番地			

							南一美 (持分1/6)	大阪府泉佐野 市長滝3841番 地			
							南忠大 (持分1/6)	大阪府泉佐野 市長滝3841番 地			
							赤澤直子 (ただし、 登記記録上 の氏名 南直子) (持分1/6)	大阪市阿倍野 区阪南町1丁 目25番2号 アネックス60 2号 (ただし、登 記記録上の住 所 大阪府泉佐野 市長滝3841番 地)			
							上江晴美 (ただし、 登記記録上 の氏名 南晴美) (持分1/6)	東京都江東区 豊洲4丁目2番 2号 ヤオタ ツビル501 (ただし、登 記記録上の住 所 大阪府泉佐野 市長滝3841番 地)			
							又は 岩出市	 和歌山県岩出 市西野209番 地			

和歌山県収用委員会告示第11号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年2月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年3月15日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地	土地所有者	土地に関して権利を有する関係人

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しよとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県 岩出市根 来字洞尾	1640 番1	雑種地	雑種地	628	628.06	394.04	15.08	南健次郎 (持分1/6)	大阪府泉佐 野市長滝38 41番地	株式会社 日本政策 金融公庫	東京都千代 田区大手町 一丁目9番4 号 (ただし、 登記記録上 の住所 東京都千代 田区大手町 一丁目9番3 号)	抵当権 受付年月 日 平成21年 3月24日 受付番号 第3695号
	1702 番	雑種地	雑種地	1,338	1,338.00	1,338.00	—					
	1702 番1	雑種地	雑種地	247	247.05	247.05	—	南一美 (持分1/6)	大阪府泉佐 野市長滝38 41番地			
	1702 番4	雑種地	雑種地	39	39.03	39.03	—			南忠大 (持分1/6)		
	1703 番1	雑種地	宅地・雑種地	125	125.02	125.02	—	赤澤直子 (持分1/6)	大阪市阿倍 野区阪南町 1丁目25番2 号 アネッ クス602号			
	1703 番2	雑種地	雑種地	145	145.04	145.04	—			上江晴美 (ただし、 登記記録上 の氏名 南晴美) (持分1/6)		
	1704 番3	雑種地	宅地・雑種地	3,540	3,539.86	2,318.92	28.71	上江晴美 (ただし、 登記記録上 の氏名 南晴美) (持分1/6)	東京都江東 区豊洲4丁 目2番2号 ヤオタツビ ル501 (ただし、 登記記録上 の住所 大阪府泉佐 野市長滝38 41番地)			
	1705 番1	雑種地	雑種地	19	19.04	19.04	—					

和歌山県収用委員会告示第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年2月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年3月15日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

- 起業者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社
- 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う付帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地	土地所有者	土地に関して権利を有する関係人
---------------	-------	-----------------

所 在	地番	地 目		地積 (㎡)		収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	使用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の 種 類
		登記簿	現況	登記簿	実 測							
和歌山県 岩出市根 来字洞尾	2277 番3	雑種 地	雑種 地	9,299	9,298.74	4,614.77	37.09	南健次郎 (持分1/6)	大阪府泉佐 野市長滝38 41番地	大阪信用 金庫 (ただし、 登記記録 上の氏名 南大阪信 用金庫)	大阪市天王 寺区上本町 八丁目9番1 4号 (ただし、 登記記録上 の住所 大阪府堺市 大町東一丁 1番2号)	根抵当権 受付年月 日 平成15年 4月30日 受付番号 第3780号
								南康子 (持分1/6)	大阪府泉佐 野市長滝38 41番地			
								南一美 (持分1/6)	大阪府泉佐 野市長滝38 41番地			
								南忠大 (持分1/6)	大阪府泉佐 野市長滝38 41番地			
								赤澤直子 (ただし、 登記記録上 の氏名 南直子) (持分1/6)	大阪市阿倍 野区阪南町 1丁目25番2 号 アネッ クス602号 (ただし、 登記記録上 の住所 大阪府泉佐 野市長滝38 41番地)			
								上江晴美 (ただし、 登記記録上 の氏名 南晴美) (持分1/6)	東京都江東 区豊洲4丁 目2番2号 ヤオタツビ ル501 (ただし、 登記記録上 の住所 大阪府泉佐 野市長滝38 41番地)			

和歌山県収用委員会告示第13号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年2月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年3月15日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土

地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山 県岩出 市根来 字洞尾	1704 番2	雑種 地	雑種 地	9,669	9,668.88	8,702.91	44.71	南健次郎 (持分1/6)	大阪府泉佐 野市長滝38 41番地	長尾敏江	兵庫県芦屋 市公光町4 番17号 (ただし、 登記記録上 の住所 和歌山県有 田郡吉備町 大字下津野 726番地 住民票上の 住所 和歌山県有 田郡有田川 町大字下津 野726番地)	抵当権 受付年月 日 平成15年 3月24日 受付番号 第2348号
						5,463.27	44.71					
						内 訳 3,239.64	—					
								南康子 (持分1/6)	大阪府泉佐 野市長滝38 41番地			
								南一美 (持分1/6)	大阪府泉佐 野市長滝38 41番地			
								南忠大 (持分1/6)	大阪府泉佐 野市長滝38 41番地			
								赤澤直子 (ただし、 登記記録上 の氏名 南直子) (持分1/6)	大阪市阿倍 野区阪南町 1丁目25番2 号 アネッ クス602号 (ただし、 登記記録上 の住所 大阪府泉佐 野市長滝38 41番地)			
								上江晴美 (ただし、 登記記録上 の氏名 南晴美) (持分1/6)	東京都江東 区豊洲4丁 目2番2号 ヤオタツビ ル501 (ただし、 登記記録上 の住所 大阪府泉佐 野市長滝38 41番地)			

和歌山県収用委員会告示第14号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年2月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年3月15日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東

谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで) 及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事 (和歌山ジャンクション (仮称))

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 (次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県岩出市根来字洞尾	2277番9	雑種地	宅地・雑種地	30,825	30,823.41	28,207.13	56.11	南健次郎 (持分1/6)	大阪府泉佐野市長滝3841番地	大阪信用金庫 (ただし、登記記録上の氏名)	大阪府天王寺区本町八丁目9番14号	根抵当権受付年月日 平成15年4月30日 受付番号 第3780号
					28,022.72	56.11						
						184.41	—	南康子 (持分1/6)	大阪府泉佐野市長滝3841番地	南大阪信用金庫)	大阪府堺市大町東一丁目1番2号)	
	2277番22	雑種地	雑種地	5,562	5,562.84	1,814.90	10.70	南一美 (持分1/6)	大阪府泉佐野市長滝3841番地	株式会社 日本政策金融公庫	東京都千代田区大手町一丁目9番4号	抵当権受付年月日 平成21年3月24日 受付番号 第3695号
								南忠大 (持分1/6)	大阪府泉佐野市長滝3841番地			
								赤澤直子 (持分1/6)	大阪市阿倍野区阪南町1丁目25番2号 アネックス602号			
								上江晴美 (ただし、登記記録上の氏名 南晴美) (持分1/6)	東京都江東区豊洲4丁目2番2号 ヤオタツビル501 (ただし、登記記録上の住所 大阪府泉佐野市長滝3841番地)			

和歌山県収用委員会告示第15号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、平成25年2月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年3月15日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事 (京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東

谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで) 及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事 (和歌山ジャンクション (仮称))

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 (次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地								土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
		登記簿	現況	登記簿	実測								
和歌山県 岩出市根 来字洞尾	2277番 24	雑種地	宅地	429	429.76	429.76	—	南健次郎 (持分1/6)	大阪府泉佐 野市長滝38 41番地	赤澤和彦	大阪市阿 倍野区阪 南町1丁 目25番2 号 アネ ックス60 2号	土地使用 借権	
	2277番 33	雑種地	宅地	531	531.95	531.95	—	南康子 (持分1/6)	大阪府泉佐 野市長滝38 41番地				
								南一美 (持分1/6)	大阪府泉佐 野市長滝38 41番地	大阪信用 金庫 (ただし、 登記記録 上の氏名 南大阪信 用金庫)	大阪市天 王寺区上 本町八丁 目9番14 号 (ただし、 登記記録 上の住所 大阪府堺 市大町東 一丁目1番 2号)	根抵当権 受付年月 日 平成15年 4月30日 受付番号 第3780号	
								南忠大 (持分1/6)	大阪府泉佐 野市長滝38 41番地				
								赤澤直子 (持分1/6)	大阪市阿倍 野区阪南町 1丁目25番 2号 アネ ックス602号				
							上江晴美 (ただし、 登記記録上 の氏名 南晴美) (持分1/6)	東京都江東 区豊洲4丁 目2番2号 ヤオタツビ ル501 (ただし、 登記記録上 の住所 大阪府泉佐 野市長滝38 41番地)	株式会社 日本政策 金融公庫	東京都千 代田区大 手町一丁 目9番4号 (ただし、 登記記録 上の住所 東京都千 代田区大 手町一丁 目9番3 号)	抵当権 受付年月 日 平成21年 3月24日 受付番号 第3695号		

和歌山県収用委員会告示第16号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、平成25年2月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年3月15日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事 (京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで) 及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路

付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事 (和歌山ジャンクション (仮称))

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県 岩出市根 来字洞尾	1705番3	雑種地	雑種地	948	948.16	794.26	3.90	長尾浩志	兵庫県芦屋市 公光町4番17 号 (ただし、登 記記録上の住 所 和歌山県有田 郡吉備町大字 下津野726番 地)	—	—	—